

# 事業承継税制の特例について（その3）

平成30年度で拡充された事業承継税制の特例（以下「特例制度」といいます）についての解説の第3回めです。今回は、特例承継計画策定後の手続きを3つのステージに分けて紹介します。

## 1 相続・贈与発生時 → 県への確認申請と税務署への申告

「特例承継計画」に定めた通りに相続（遺産分割）または贈与を実施した場合、税務申告に先立ち、所轄の都道府県庁に申請を行い、「認定書」を受ける必要があります。

### ① 「認定申請書」を所轄の都道府県庁に申請

株式・従業員の状況、資産・営業状況等を記載した「認定申請書」と添付資料（定款の写し、遺産分割協議書・贈与契約書等）を都道府県庁窓口申請し、「認定書」を取得。

（申請期限： 相続：相続開始後8か月経過する日、 贈与：翌年の1月15日）



### ② 税務申告期限までに申告（認定書の写しを税務署に提出）

贈与・相続の申告自体は他の場合と同様に実施し、上記①で取得した「認定書」を添付して申告

（申告期限： 相続：相続開始後10か月経過する日、 贈与：翌年の3月15日）

通常の申告に比べて事前に都道府県庁の認定申請が必要となり、早めの書類作成が必要になります。

## 2 特例期間（相続・贈与後5年間） → 毎年 県と税務署に報告

相続・贈与後も5年間は会社の状況をモニタリングするため、毎年下記報告書等の提出・確認が必要

### ① 「年次報告書」を所轄の都道府県庁に提出（毎年）

株式の保有状況、資産の保有状況（資産管理会社に該当するか）、従業員の状況、特別子会社の状況等について所定の「年次報告書」と添付書類を提出し、報告書に対する「確認書」を取得。

（報告期限： \*相続：申告期限翌日から1年経過するごとの日の3か月後、 贈与：毎年6月15日）

※相続時の報告日の例： 6月30日申告期限の場合、毎年10月1日まで

### ② 納税猶予の継続届出書を税務署に提出（毎年）

税務署へは「継続届出書」と定款等の添付書類、及び①の「年次報告書」・「確認書」の写しを提出

（報告期限： \*相続：申告期限翌日から1年経過するごとの日の5か月後、 贈与：毎年8月15日）

※相続時の報告日の例： 6月30日申告期限の場合、毎年12月1日まで

## 3 特例期間経過後 → その後も3年後毎に報告

### ① 「雇用状況の実績報告」を都道府県庁に提出

5年経過後に雇用が8割維持していることを確認するための報告書を提出し、「確認書」を取得。

その際に雇用を8割維持できていない場合であっても、認定支援機関から指導・助言を受けて報告書に意見記載を受けることで、納税猶予の要件を満たすことが可能。

### ② 継続届出書を3年毎に税務署に提出

特例期間（相続・贈与後5年）経過後も、税務署には前述の「継続届出書」と定款等の添付書類を3年度毎に提出します

### ③ 先代経営者または後継者の死亡・次の後継者への贈与等

先代経営者または後継者の死亡、次の後継者への贈与等、当該会社の経営・株式取得の状況に変更が生じた際には、都道府県に対して「臨時報告書」、「切替確認申請」等の手続、税務署に対して「免除届出・申請書」等の手続を行います。

上記各報告を怠ると納税猶予ができなくなり、利子税を含めて本来の税額を納付する必要があるため、書類提出の時期・期限に十分留意する必要があります。

### @ 9月の予定

9/10・8月分源泉所得税

・住民税の特別徴収税額納付期限

10/1・7月決算法人の確定申告

・1,4,10月決算の消費税及び地方消費税の中間申告

《休業日》土曜・日曜・祝日

黒沼共同会計事務所 検索

